

(生8)

令和2年5月8日

都道府県医師会
生涯教育担当理事 殿

日本医師会常任理事

羽 鳥



2019 年度日本医師会生涯教育制度の申告に当たっての
取りまとめ期間延長について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2019 年度日本医師会生涯教育制度の申告に当たっての取りまとめ等のお願いにつきましては、令和2年2月19日付け日医発第1151号(生123)にてご案内いたしました。

当該通知では、申告者による生涯教育申告書の提出は4月30日まで、医師会による研修管理システムへの入力期限は6月30日とお願いしていたところです。

しかしながら、4月7日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令され、同16日には全都道府県に対象範囲が拡大されました。そして、5月4日には当該緊急事態宣言が5月31日まで延長されたところです。

かかる状況の下、本会では、新型コロナウイルス感染対応に従事する医師の状況や同感染症感染拡大が医療機関に与える影響等に鑑み、2019 年度日本医師会生涯教育制度の申告に当たっての取りまとめ期間を下記のとおり1か月間延長することといたしました。

つきましては、貴職の特段のご高配、および、貴会郡市区医師会に対しましても、ご協力を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本延長措置により2020年10月1日付け学習単位取得証および同年12月1日付け日医生涯教育認定証の発行時期に影響が出る恐れがあります。本年の日医生涯教育認定証の発行と日医かかりつけ医機能研修制度修了申請（以下、「かかりつけ医修了申請」という。）については、日医かかりつけ医機能研修制度を主管する本

会介護保険課と調整済みであり、生涯教育制度の単位等集計の状況により、かかりつけ医修了申請に影響を来す場合には、介護保険課から別途通知いたしますことを申し添えます。

記

1. 申告者による生涯教育申告書の提出は、2020 年 5 月 31 日までとする。
2. 1. に掲げる事項は、日本医師会ホームページ「生涯教育 on-line」にて案内する。
<https://med.or.jp/cme/index.html>
3. 郡市区医師会・都道府県医師会は、2020 年 7 月 31 日までに研修管理システムに入力する。
4. 3. により、研修管理システム上、2020 年 7 月 31 日まで入力可能とする。ただし、2020 年 7 月 31 日を過ぎると入力不可となるので留意されたい。

以上